

上白根北中学校いじめ防止基本方針

令和5年4月1日策定

I いじめ防止に向けた学校の考え方

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と、一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめ防止等に向けての基本理念

- ・いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- ・いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ・子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- ・子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

II 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

1 委員会の構成員

校長、副校長、教務主任、学年主任、生徒指導専任教諭、養護教諭で構成し、いじめの予防、事案に対しての中核となり、組織的に対応していきます。事案の必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、外部専門家の参加を求めます。

2 委員会の運営

- ・週1回、定期的で開催します。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催します。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定し、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行います。

3 委員会の活動内容

○ 未然防止

- ・いじめの未然防止のため、YPアセスメントやグリーンリボン運動、あいさつ運動、道徳・特別活動等がいじめについて考え、実践させるなど、いじめを許さない環境づくりをすすめます。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を生徒及び保護者に周知します。

○ 早期発見・事案対処

- ・いじめの相談、通報の窓口を設置します。
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録の共有を行います。
- ・いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断をします。
- ・いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施します。

○ 取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成、実行、検証、修正をします。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施をします。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直しを行います。

III いじめの未然防止、早期発見・事案対処

1 いじめの未然防止

- ・生徒の主体的な取組への支援
- ・授業づくり、集団づくりの具体的な取組
- ・人権教育、道徳教育の推進
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用

2 いじめの早期発見

- ・いじめの定義理解を含む教職員への研修

- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進）
- ・定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施
- ・定期的な教育相談の実施
- ・YPアセスメントの活用
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進
- ・保護者、地域、関係機関との連携

3 いじめに対する措置

- ・学校いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針の決定、記録
- ・被害生徒及び保護者への支援、加害生徒及び保護者への指導・支援
- ・保護者の協力、警察署等関係機関との連携

4 いじめの解消

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

5 教職員等への研修

様々な事例からいじめの本質、早期の発見や対応等についての理解を深めるとともに、教職員の不適切な言動や態度が生徒を傷つけたり、いじめを助長することのないようにいじめ防止に関する資質能力や人権感覚の向上をめざした研修を実施します。

6 学校評議員等の活用

学校いじめ防止基本方針、その実施状況の評価、取組全般に関して助言をいただく。地域の方々の協力を得て、問題を解決する仕組みづくりを推進します。

7 取組の年間計画

| 月 | 活動内容 |
|----|--|
| 4 | 対策委員会の取組の全体確認、生徒指導研修、教育相談①、地域訪問、学級懇談会 入学式、学校説明会、朝会などで基本方針説明 |
| 5 | いじめ早期発見のための生活アンケート、生活に関するアンケート①、あいさつ運動（PTA協働） |
| 6 | 生徒総会、YPアセスメント①、学家地連総会で基本方針説明、地区懇談会 |
| 7 | 生活に関するアンケート②、保護者面談、横浜こども会議、人権作文 |
| 9 | 校内人権研修、教育相談②、あいさつ運動（PTA協働） |
| 10 | 生活に関するアンケート③ |
| 11 | 授業参観・懇談会、YPアセスメント② |
| 12 | いじめ解決一斉キャンペーン、生活に関するアンケート④、保護者面談 |
| 1 | 教職員による取組の評価、あいさつ運動（PTA協働） |
| 2 | PTA・地域との意見交換会、生活に関するアンケート⑤、学家地連年度末総会、まち・学校ふれあい交流会 |
| 3 | YPアセスメント③、学校評議員の防止対策等の評価・まとめ、引き継ぎ |
| 年間 | 学校いじめ防止対策委員会（月4回、随時）、あいさつ運動（生活委員会、各期ごと）・グリーンリボン運動（生徒会活動、毎月） |

IV 重大事態への対処

1 重大事態の定義

「いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）

2 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

V いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。